



# 1. 『家族信託（2）』－信託のしくみ

公認会計士 長谷川佐喜男

今回は信託の基本を説明しましたが、今回は、実際に信託を活用する場合の進め方を説明したいと思います。

## 1. 信託の開始

信託による財産管理を開始する場合は、信託を設定する必要があります。信託法ではその方法として「信託契約」「遺言による信託」「自己信託（信託宣言）」の3つの方法を定めています。

### ① 信託契約

信託契約とは委託者と受託者が契約することにより、信託を設定する方法です。従って、信託する財産・目的や受益者など信託に関することを合意する必要があります。

法的には契約は口頭でも成立しますが、信託は長期にわたりますから、書面による契約、公正証書による契約が望ましいといえます。

### ② 遺言による信託

遺言の中で信託の設定に必要な事項を記入していきます。遺言の中で受託者として指定された者が信託の引受けを承諾しなければ、信託は設定されません。その場合は裁判所が受託者を選任することになります。

### ③ 自己信託（信託宣言）

委託者が自らを受託者として信託を設定する方法です。この場合は委託者が単独で行うため、客観性を担保するため公正証書による場合や確定日付のある証書が必要となります。

方法	書面作成者	書面	効力の発生
信託契約	委託者と受託者	信託契約書	契約の締結時
遺言信託	遺言者が単独	遺言書	遺言の効力発生時（相続発生時）
自己信託 （信託宣言）	委託者が単独	書面等に記載	・公正証書・・・作成時 ・公正証書以外・・・確定日付のある証書より通知された時

## 2. 信託の安全性

信託が設定されたら財産の名義は委託者から受託者に代わります。従って、委託者が倒産・破産しても信託財産は影響を受けることはありません。また、受託者が倒産・破産した場合でも債権者（信託に関係のある債権者を除く）は差し押えができないことになっています。これを**倒産隔離機能**といいます。

しかし、なかにはこれを悪用して債権者を不当に害する目的で信託を利用する人もでてこないとも限りません。そこで、信託法では**詐害信託**の規定を設けて、債権者を害する目的の信託は取消対象となっています。

ただし、誤解が多いのが**抵当権**のついた不動産を信託財産にした場合ですが、**抵当権**の実行は信託された場合でも可能となっています。

